

令和元年第3回都城市議会定例会付議事件名表（委員会提出議案）

番号	件 名	頁
2号	国土強靭化対策の推進を求める意見書案	1

委員会提出議案 第2号

国土強靱化対策の推進を求める意見書案

提出先

衆議院議長 参議院議長
内閣総理大臣 財務大臣
総務大臣 国土交通大臣
内閣官房長官 国土強靱化担当大臣
内閣府特命担当大臣（防災）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の意見書提出につき、別紙のとおり都城市議会議規則（都議会規則第1号）第14条第2項の規定により提出します。

令和元年9月20日提出

提出者 総務委員会委員長 川内 賢幸

都城市議会議長 榎木 智幸 様

国土強靭化対策の推進を求める意見書

近年の豪雨、高潮、暴風・波浪、地震、豪雪など、気候変動の影響等による気象の急激な変化や自然災害の頻発化・激甚化に我が国はさらされています。このような自然災害に事前から備え、国民の生命・財産を守る防災・減災、国土強靭化は、一層重要性が増しており、喫緊の課題となっています。

こうした状況を受け、国においては、国民経済や生活を支え、国民の生命を守る重要なインフラ等の機能維持のための対策に、令和2年度までに集中的に取り組むこととしています。

本市においても、激甚化・頻発化する豪雨災害や霧島連山の噴火、切迫する南海トラフ地震などによる大規模自然災害から市民の生命を最大限に守るために、高速道路のミッシングリンクの解消や4車線化、高規格道路都城志布志道路早期整備等による道路ネットワークの機能強化をはじめ、農地等の基盤整備や河川改修などの社会資本の整備を早急に進めていく必要があります。

よって、国会及び政府においては、これらの状況を踏まえ、あらゆる災害の未然防止と発生後の迅速な対応に向け、地方創生の取り組みとも連携した国土強靭化対策のより一層の推進が図られるよう、下記事項に特段の措置を講ずることを強く要望します。

記

- 1 「防災・減災、国土強靭化のための3か年緊急対策」を推進するため、国や県、市が行う対策に必要な予算の総額確保を図ること。
- 2 3か年緊急対策後も、継続して国土強靭化対策を推進すること。また、災害復旧・災害関連予算の確保や補助対象の拡大を図るとともに、国土強靭化のための財源を安定的に確保するための措置を講ずること。
- 3 長寿命化計画に基づく戦略的な現有ストックの修繕や更新等の老朽化対策が確実に進められるよう、新たな財源を創設するとともに長期安定的に必要な予算を確保すること。
- 4 災害発生時の迅速かつ円滑な復旧等のため、国の地方支分部局、とりわけ地方整備局及び河川国道事務所・出張所の人員体制の維持・充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年9月20日

宮崎県都城市議会

